

令和 7 年 多賀町議会 3 月第 1 回定例会再開会議録

令和 7 年 3 月 2 5 日（火） 午後 2 時 1 5 分開会

◎出席議員（10 名）

1 番	小 島	櫻 君	6 番	川 岸	真 喜 君
2 番	一之瀬	浩 治 君	7 番	富 永	勉 君
3 番	大 谷	重 温 君	8 番	山 口	久 男 君
4 番	近 藤	勇 君	9 番	神細工	宗 宏 君
5 番	木 下	茂 樹 君	10 番	菅 森	照 雄 君

◎欠席議員（0 名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
教 育 長	山 中 健 一 君	産業環境課長	野 村 博 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊久人 君	地域整備課長	飯 尾 俊 一 君
企 画 課 長	藤 本 一 之 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
税務住民課長	小 菅 俊 二 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君

◎議会事務局

事 務 局 長	大 岡 まゆみ	書 記	渡 邊 美 和
---------	---------	-----	---------

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 10 号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (総務常任委員長報告)
日程第 3	議案第 11 号 多賀町長期継続契約条例の一部を改正する条例について (産業建設常任委員長報告)
日程第 4	議案第 12 号 多賀町海外研修事業基金の設置および管理に関する条例を廃止する条例について (総務常任委員長報告)

日程第 5	議案第 1 3 号	高取山ふれあい公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について (産業建設常任委員長報告)
日程第 6	議案第 1 4 号	令和 6 年度多賀町一般会計補正予算 (第 9 号) について (予算特別委員長報告)
日程第 7	議案第 1 5 号	令和 6 年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号) について (総務常任委員長報告)
日程第 8	議案第 1 6 号	令和 6 年度多賀町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について (産業建設常任委員長報告)
日程第 9	議案第 1 7 号	令和 7 年度多賀町一般会計予算について (予算特別委員長報告)
日程第10	議案第 1 8 号	令和 7 年度多賀町国民健康保険特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第11	議案第 1 9 号	令和 7 年度多賀町介護保険事業特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第12	議案第 2 0 号	令和 7 年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第13	議案第 2 5 号	令和 7 年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第14	議案第 2 6 号	令和 7 年度多賀町水道事業会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第15	議案第 2 7 号	令和 7 年度多賀町下水道事業会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第16	発委第 1 号	多賀町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議員派遣の件について	
日程第18	委員会の閉会中の継続調査について (総務常任委員会) (産業建設常任委員会) (議会広報常任委員会) (議会運営委員会)	

(議会改革特別委員会)

(開会 午後 2時15分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和7年3月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(菅森照雄君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に議会から議員提出議案として発委1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和7年3月第1回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、3月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は3月4日に開会し、本日までの22日間には、4日の本会議をはじめ、5日、6日の一般質問、7日から14日までの予算特別委員会をはじめ、各委員会におきまして、提出、説明をさせていただきました議案につきまして、慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、各委員会に付託をされました各議案につきまして、円滑かつ適切にご決議賜りますようよろしくお願い申し上げ、議会再開のご挨拶といたします。

(開議 午後 2時17分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2 議案第10号から日程第15 議案第27号までを一括議題とし、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

4 番、近藤勇総務常任委員長。

〔総務常任委員長 近藤勇君 登壇〕

○総務常任委員長（近藤勇君） それでは、令和 7 年 3 月第 1 回定例会において総務常任委員会に付託されました 6 議案の審査結果につきまして、会議規則第 77 条の規定によりまして報告をさせていただきます。

まず、3 月 13 日の午前 9 時から、委員全員と執行者側より町長、教育長、税務住民課長、同係長ならびに福祉保健課長、同係長ならびに生涯学習課長の出席を求めて、委員会を開催させていただきました。

まず初めに、税務住民課に関する事項として、「議案第 10 号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」審査をいたしました。

税務住民課長から、今回の改正は、令和 7 年度の国民健康保険事業費納付金および標準保険料率を基に、滋賀県に納付する国民健康保険事業納付金に必要な保険料率を設定する必要があるため、改正を行うものである旨説明がありました。

主な内容は、医療費分としての所得割プラス 1.6%、均等割（1 人当たり）プラス 6,100 円、平等割プラス 4,000 円となる。介護納付金として所得割プラス 0.31%、均等割 1 人当たりプラス 2,200 円。平等割がプラス 900 円となる。後期高齢者支援金としては、所得割プラス 0.28%、均等割 1 人当たりプラス 900 円、平等割プラス 500 円となる。併せて、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであると説明がございました。

そこから引き続き、質疑に入りました。委員から、4 月 1 日施行するとなっているが、周知期間が短いのと違うかという問いに、国保税の本算定は 7 月となっています。それまでの間に広報、ホームページ等で周知するのと併せて、通知書の送付時に分かりやすいチラシを同封するなど周知を図っていきたい旨答弁がありました。

委員から、国保加入者の年齢分布を見てみると、65 歳から 74 歳までの人が 53% を占めている。ほとんどの人が年金受給者と推測するが、それでも所得の高い町になるのかとの問いに、他の市町に比べて比較的所得の多い住民の方がいる町となっている旨答弁がありました。

委員から、令和 9 年度中に県内統一されるとのことであるが、その時点で国保基金はどうなるのかとの問いに、統一化により国保基金を積む必要がなくなる旨答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了。その後、採決に入り全員賛成で、「議案第 10 号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきとすることに決定をいたしました。

次に、「議案第 18 号 令和 7 年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、税務住民課長から説明がありました。

歳入歳出それぞれ 8 億 9,421 万円とする。歳入の主なものは、国民健康保険税 1

億 4,958 万円、県からの交付金等 6 億 7,518 万円、一般会計からの繰入金 6,438 万円となっている。

歳出の主なものは、一般管理費 1,641 万円、療養費関係の給付費が 5 億 4,874 万円、高額療養費等現金給付費が 1 億 267 万円、国保事業納付金が 1 億 3,714 万円、後期高齢者支援金の納付金が 4,800 万円、介護保険料の納付金が 1,400 万円、保健事業費が 2,057 万円となっている旨説明がありました。

委員から、歳入科目に未就学児均等割保険料繰入金があるが、どのようなものかの問いに、国の政策で未就学児について均等割を 2 分の 1 軽減する制度で、国・県・町の負担金を取りまとめ、繰り入れるものと答弁がありました。

委員から、委託料の中に元気アッププロジェクト事業委託料があるが、どのような内容なのかとの問いに、ライザップの健康教室内の運動教室を令和 7 年度は 1 回開催するということだと答弁がありました。

委員から年 1 回の開催でいいのかとの問いに、年 1 回の開催ですが、受講者が今日から始めるという運動指導を実施していただいているので、受講者には継続していただくようお願いしているところだと答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了。その後、採決に入り、全員賛成で「議案第 18 号 令和 7 年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、「議案第 20 号 令和 7 年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、税務住民課長から説明があり、歳入歳出それぞれ 1 億 3,957 万円とするもので、1,500 人の加入者となっています。歳入の主なものは保険料収入で 1 億 429 万円、一般会計からの繰入金で 3,511 万円となっています。歳出は一般管理費が 751 万円。後期高齢者医療広域連合への納付金が 1 億 3,180 万円となっていますと説明がありました。

委員から、マイナンバーカードと保険証のひもづけ状況はとの問いに、加入者 1,415 人中 995 人で 70.32%となっており、残り 420 人がまだできていません。これらの人には 7 月末までに資格確認書を出すことになると答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了。その後、採決に入り、全員賛成で「議案第 20 号 令和 7 年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

次に、福祉保健課長から、「議案第 15 号 令和 6 年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」説明がありました。主な内容は、歳入歳出それぞれ 1,430 万円を減額し、総額 8 億 9,989 万円とするもので、介護施設サービスから居宅サービスへとシフトしていく中で減額となったものと答弁がありました。

引き続き、質疑に入りました。委員から、介護施設サービス給付費 1,000 万円の減額となっているが、何人分かの問いに、年間 200 万円から 300 万円の負担となり

ますので、3、4人の経費になると思われますと答弁がありました。

委員から、施設入居者が減るがどうしてもか問いに、要介護認定者3であっても自宅で暮らしたいと願う方がいる。その場合はケアマネジャーと連携を取って進めていく旨、答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了。その後、採決に入り、全員賛成で「議案第15号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

次に、福祉保健課長から、「議案第19号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」、歳入歳出それぞれ8億8,086万円とするもので、歳入の主なものは、第1号被保険者の保険料で1億7,443万円、国庫負担金1億4,431万円、国庫補助金が5,895万円、支払い基金からの交付金2億2,033万円、県の負担金が1億1,619万円、一般会計繰入金が1億4,737万円、介護給付費準備基金繰入金として1,180万円。

歳出の主なものは、一般管理費が1,058万円、介護給付費等で7億4,820万円、介護予防サービス費で540万円、高額介護サービス費等で2,213万円、特定入所者サービス費で2,505万円、介護予防・生活支援サービス事業費が1,639万円、包括的支援事業費が4,119万円となっていますと説明がありました。

引き続き、質疑に入り、委員から、作業療法士の採用について説明がありましたが、理学療法士にしなかった理由との問いに、理学療法士はフィジカルを専門にしているが、作業療法士は高齢者の身体と介護予防と暮らしの面の介護予防に当たっていただけることから、地域包括支援センターでの適任者となりましたと答弁がありました。

委員から、認知症カフェの運営委託についての問いに、頻度としては実施要領の中に、月1回、最大12回、逆に最低6回は開催することとなっている。経費は人件費を含め1回2万円で積算、併せて予算の議決後に住民の方々に周知していくと答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了。その後、採決に入り、全員賛成で「議案第19号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、生涯学習課長から、「議案第12号 多賀町海外研修事業基金の設置および管理に関する条例を廃止する条例について」で、平成30年度から基金残額は0円である。また、令和元年度を最後に実施されていない。併せて、第6次多賀町総合計画の中で、代わる事業を検討していく旨説明がありました。

委員から、条例廃止ということでやむを得ないと思うが、今後の考え方はの問いに、事業の見直しを検討して次のバージョンアップした事業を積極的に模索していく旨回答がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了。その後、採決に入り、全

員賛成で「議案第１２号 多賀町海外研修事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で令和７年３月第１回定例会において総務常任委員会に付託されました６議案、全ての審査は終了しましたので、結果報告といたします。

○議長（菅森照雄君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

８番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 産業建設常任委員会における付託案件の審査結果報告を行います。産業建設常任委員会に付託されました議案は、「議案第１１号 多賀町長期継続契約条例の一部を改正する条例について」、「議案第１３号 高取山ふれあい公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第２５号 令和７年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」、「議案第１６号 令和６年度多賀町水道事業会計補正予算（第２号）について」、「議案第２６号 令和７年度多賀町水道事業会計予算について」、「議案第２７号 令和７年度多賀町下水道事業会計予算について」の６議案であります。

以上の議案について、審査の経過ならびに結果について、会議規則の規定によりご報告申し上げます。

３月１４日、午前９時より、委員全員と執行者側より町長、各担当課長および係長、主査の出席を求め、委員会を開催しました。各課に関する事項についてそれぞれ担当者から説明を受け審査を行いました。

まず、「議案第１１号 多賀町長期継続契約条例の一部を改正する条例について」です。

本条例の一部改正は、長期継続契約の契約期間について５年を超えない範囲としていたものを、耐用年数が５年を超える物品等を借り入れる場合、経済的に最も有利な契約期間での契約締結を可能とするため、長期継続契約条例第３条にただし書を加え、契約期間を１０年以内とするものです。

次に以下、質疑の主なものを申し上げます。

長期契約と対象となる物品等についての質疑に対し、照明機器、空調機器、ボイラーエレベーター、その他に学校、公園に設置してあります遊具も対象となる可能性がありますとの答弁がありました。

遊具のリース期間中の保険はどうなるのかとの質疑に対し、遊具に起因する事故の場合は、リース会社の方の保険で対応になるかと思いますとの答弁がありました。

リースの定義についての質疑に対し、設置費用と定期的なメンテナンスを含めた積算になるとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第１１号 多賀町長期継続契約条例の一部を改正する条例について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 13 号 高取山ふれあい公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」、当該条例において高取山ふれあい公園の利用時間および利用料金が定められているが、長年、料金の見直しがなされておらず、また、近年の社会情勢を鑑みて、所要の改正を行い、適当な利用料金を設定するとともに、施設名の区分の整理、施設の利用時間と週休日を実運用上に合わせる改正のほか、文言の整理をするものです。改正内容は、施設名の区分と施設利用時間を整理し、週休日を水曜日とし、繁忙期における当該利用料金を 5 割以内の範囲で加算することができることを追加するものであります。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

休日を変更した根拠についての質疑に対し、休日を火曜日から水曜日に変更したことについては、これまで町との協議の中で現場の運用により水曜日を週休日にされていたが、条例改正を行い、実状に合わせて水曜日にするものです。根拠としては施設の利用者の意見により水曜日より火曜日に使うということが多く声が上がったことによるものですとの答弁がありました。バンガロー宿泊料についての質疑に対し、4 人用 1 棟当たり 6,000 円というのは従前の 4,000 円を適用して大人 2 人、子ども 2 人として 1 万 3,000 円ですとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第 13 号 高取山ふれあい公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 25 号 令和 7 年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計について」、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 805 万 4,000 円です。

歳入についてです。財産収入は、基金利子として 10 万 1,000 円、繰入金は、びわ湖東部中核工業団地、公共緑地維持管理基金より 795 万 2,000 円の繰入れ、繰越金は、前年度繰越金として 1,000 円の計上です。

歳出について、公共緑地維持管理費で、需用費は、工業団地内の街路灯などの修繕料として 20 万円、委託料は工業団地内の歩道、植樹帯、法面、遊歩道などの公共緑地の草刈り作業や街路樹の剪定作業、支障木の伐採処理作業として 677 万 6,000 円、備品購入費は新たに除草機械 3 台分の 107 万 8,000 円の計上です。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

除草機械 3 台分購入されることについて、燃料代と替え刃の負担はどうかとの質疑に対し、替え刃については購入時にセット準備させていただきます。燃料代等の需用費関係については、初めてということですので、どれだけ必要か見込めないところがありますので、実際に受託していただく多賀町シルバー人材センターの業務の中で消耗品的なところは実際の作業に応じて対応していただきたいと考えております。燃料費は作業に応じて多賀町シルバー人材センターの経費の中での処理とさせていただきますとの答弁がありました。

除草機械を多賀町で購入することについて、他の用途に貸し出しはできないのかとの質疑に対し、びわ湖東部中核工業団地内の除草作業以外の貸し出しは、特別会計の財源自体が進出企業からの拠出金が含まれる基金のため適当ではないとの答弁がありました。

除草機械の取り扱いについての質疑に対し、機械を選定するにあたっては、多賀町シルバー人材センターで選定していただいております。多賀町シルバー人材センターに業務委託する以上、安全確認が求められると思いますので、チェックシートを作成するなど安全確認を進めてまいりますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第 25 号 令和 7 年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 16 号 令和 6 年度多賀町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」、今回の補正は、電気料金の高騰の影響により取水および送水ポンプの動力費が不足するためのものであり、収益的支出の補正で、営業費用 220 万円を追加し、水道事業費用を総額 3 億 2,553 万 3,000 円とするものです。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

220 万円の増額補正について、主な内訳はどうかとの質疑に対し、3 月分の電気代の使用量が不足するので、毎月の平均を取らせていただきますと、大体 220 万円ぐらいかかってくる想定での金額をお願いしていただいております。主に敏満寺川相浄水場から配水池への送水ポンプの電気代ですとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第 16 号 令和 6 年度多賀町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 26 号 令和 7 年度多賀町水道事業会計予算について」、令和 7 年度の水道業務の予定量は給水戸数 3,204 戸、年間総給水量 136 万 8,806 m³、1 日平均給水量 3,750 m³、1 日最大給水量 5,585 m³、主な建設改良事業は老朽管更新事業に 5,000 万円、舗装復旧事業に 4,477 万円の予定です。

収益的収入及び支出の予定額は、収入 3 億 6,364 万 8,000 円、支出 3 億 3,116 万 7,000 円とし、収支差引き 3,248 万 1,000 円の利益であります。

資本的収入及び支出は、資本的収入の総額を令和 6 年度より 1,040 万円増の 6,150 万円、資本的支出の総額を 576 万 6,000 円増の 2 億 3,973 万 3,000 円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものであります。

収益的収入について、水道事業収益の総額を 3 億 6,364 万 8,000 円とし、主な収入は、営業収益 2 億 7,820 万 2,000 円で、そのうち水道使用料では、前年度より 23 万 1,000 円増の 2 億 6,613 万 8,000 円、他会計負担金では、消火栓維持管理費として 578 基分の 1,156 万円の見込みです。

営業外収益の他会計補助金は、起債の元利償還金 1 億 5,277 万 6,000 円の 3 分

の1相当分5,092万6,000円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入として、繰延収益の収益化のため3,385万円の計上であります。

収益的支出について、水道事業費用の総額を3億3,116万7,000円とし、主な支出は、営業費用の原水および浄水費では、浄水処理施設の保守点検管理や原水水質検査費用などの委託料として3,108万円、取水ポンプ、送水ポンプの動力費として2,400万円、配水および給水費では、量水器検針委託料、浄水水質検査委託料など総額1,359万1,000円、総係費では、職員3名の給料、手当、法定福利費等に加え、委託料では、設計積算単価の資料作成として126万5,000円など、総係費全体として、前年度から1,009万8,000円増の3,211万2,000円の計上です。減価償却費では、建物や構築物など固定資産減価償却費として1億6,700万円で、営業外費用では、企業債利息として3,385万7,000円の計上であります。

資本的収入について、総額6,150万円とし、主なものは企業債で、老朽管更新事業、舗装本復旧に要する費用として、前年度に対し1,000万円増の6,000万円の計上であります。

資本的支出について、総額を2億3,973万3,000円とし、水道改良費として、水源地整備委託料のほか、工事請負費では、多賀地区での老朽管更新事業や檜崎地区他での舗装本復旧工事に要する費用として、前年度より639万5,000円増の1億2,081万4,000円の計上であります。

企業債償還金では、1億1,891万9,000の計上です。企業債残高見込額は、令和6年度末で24億1,013万9,000円となる見込みであります。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

1日最大給水量5,585 m^3 、平均給水量が3,750 m^3 あまりで、余力が1,800 m^3 であると。最近、各地で山火事等が起こっており、初期消火には消火栓が一番有効である。この余力で消火栓の使える時間はどの程度かとの質疑に対し、配水池の大きさによっても変わりますので、一概にどのぐらいもつかというのが言えないところではありますが、例えば、萱原で火災があったときに、萱原配水池の場合、配水池自体が小さいため1時間、2時間程度で配水池の水量が下がってきたこともありますとの答弁がありました。

老朽管更新についての質疑に対し、場所は、セブンイレブンの手前の多賀北小路地区一帯の集落の配管を更新する予定であり、延長は約1kmの予定ですよとの答弁がありました。留保資金と今後の維持管理についての質疑に対し、現金預金として7億8,319万5,000円です。今後の維持管理について、来年度、試掘によって水源の井戸が使えるとなると、何年後かに浄水場を整備し、配水管を整備することになるとどの程度の費用が必要か分かり計画が立てやすくなる。各施設の統廃合で簡素化していったら、できるだけ費用のかからない施設運営をしていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第26号 令和7年度多賀町水道事業会計予算

について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 令和7年度多賀町水道事業会計予算について」、令和7年度の下水道業務の予定量は、処理区域内人口7,019人、年間処理水量160万1,313 m^3 、1日平均処理水量4,387 m^3 、主な建設改良事業として、管渠整備事業2,740万円と処理場整備事業816万2,000円の予定です。

収益的収入及び支出の予定額は、収入5億4,303万7,000円、支出5億3,886万7,000円とし、収支差引き417万円の利益です。

資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を1億5,191万2,000円、資本的支出の総額を3億356万5,000円とし、その不足分は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものであります。

企業債の限度額について、下水道事業債が2,240万円、流域下水道事業債が2,110万円、資本費平準化債が9,000万円です。

次に、収益的収入について、下水道事業収益では、営業収益3億1,309万9,000円のうち、下水道使用料として3億927万6,000円、前年度比1,441万7,000円の減となっています。

営業外収益の他会計補助金では、9,800万円を一般会計より繰り入れ、長期前受金戻入として1億1,717万5,000円の収入見込みですとのこと。

収益的支出について、営業費用で、管渠清掃やポンプ場管理、ストックマネジメント策定業務など、施設等の維持管理費として5,008万5,000円、農業集落排水事業処理場、その他の施設稼働のための経費として1,984万円、流域下水道維持管理負担金1億4,024万3,000円、減価償却費は2億7,215万6,000円、支払い利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息として3,134万2,000円の計上であります。

資本的収入について、企業債1億3,350万円、他会計出資金1,000万円、補助金830万円の計上です。

資本的支出について、管渠整備事業費の工事請負費ほか2,740万円、農業集落排水施設の設備更新事業の工事請負費等で816万2,000円、琵琶湖流域下水道建設費負担金2,111万6,000円、企業債償還金2億4,688万7,000円の計上であります。企業債残高見込は、令和7年度末現在20億3,408万6,000円の見込みです。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

減価償却について、耐用年数の上限に達する施設はどうか」との質疑に対し、下水道管渠の場合は基本減価償却50年となっています。多賀町の場合、まだ設置して30年であり、まだ減価償却の耐用年数に達するまでに20年程度期間があると思っています。ただ、マンホールポンプ場は耐用年数が15年となっています。マンホールポンプの設置後、年数が相当たっているものもあり、機器の状況等を見ながら、耐用年数の比較も

しながら、更新をさせていただいておりますとの答弁がありました。

その他、下水道審議会の支援業務委託料についての説明がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第27号 令和7年度多賀町水道事業会計予算について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 次に、予算特別委員長に、「議案第14号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について」の報告を求めます。

4番、近藤勇予算特別委員長。

〔予算特別委員長 近藤勇君 登壇〕

○予算特別委員長（近藤勇君） それでは、令和7年3月第1回定例会において、予算特別委員会に付託されました議案の審査結果について報告をいたします。

令和7年3月第1回定例会の予算特別委員会に付託されました議案は、「議案第14号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について」の審査結果、その部分について、会議規則第77条の規定に基づきまして、次のとおり報告いたします。

3月7日、午前9時より、委員全員と執行者側より町長、会計管理者、総務課長、企画課長、福祉保健課長、産業環境課長、地域整備課長ならびに関係課の職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず初めに、総務課長から今回の補正予算に関連する総括説明があつて、その後引き続き、各課長から詳細説明がありました。

今回提出の補正予算は、年度末ではあるが、必要な行政需要に対応していくとともに、過年度に受け入れた国や県の補助等の精算、また各課の事業進捗に合わせた増減等、調整を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億2,206万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ60億3,607万3,000円とするものである。

繰越明許費は、全部で9事業の繰越予算をお願いするものであり、国の補正予算時期に合わせて、補正対応にて予算化したもので、事業期間が足りないものや車両関係では、受注生産による納期の延長などの理由により繰越予算をお願いするもので、各事業とも早期の完了に向け、鋭意進めてまいりますと説明がありました。

地方債補正は、道路改良、県営事業分で、今年度の実施分については、工事費の精算により工事負担金が増額となったことから、財源である地方債についても130万円の増額をお願いし、460万円とするものである。

歳入では、国庫支出金については、今年度の歳出の状況により増減をするもので、特にデジタル基盤改革支援交付金については、事業の進捗に合わせて1億4,200万円の減額とするものです。国庫支出金総額は1億3,822万円の減額とするものである。

県支出金については、歳出の見込み状況により増額となるもので、特に農林水産業費補助金では、本年度のシカ等の有害鳥獣駆除数が増える見込みであり122万5,000円の増額とするものです。県支出金総額では231万2,000円の増額になります。

寄附金はふるさと納税における寄付額の増額が見込まれることから1,200万円の増額とし、また諸収入、過年度収入は、障害者自立支援給付費について、交付額が実績に応じて少額であったことから45万円の追加交付を受けるものである。町債については、県営事業負担分に合わせて130万円を追加発行すると説明がありました。

歳出の国庫支出金返還金は、各科目にわたり計上されているが、それぞれの事業における過年度分の補助金等の交付において、過大に交付を受けたものについて精算し、国に返還するものであるとの説明がありました。

総務費では、ふるさと納税の寄付の増額となる見込みであり、その経費である役務費、委託料を合わせ、寄付増額分1,200万円の2分の1、600万円の追加であります。

電子計算費は、事業進捗に合わせ、委託料及び使用料を合わせて1億6,500万円を減額するものである。

民生費では、介護保険特別会計への繰り出しについて精算し、それぞれ増減をしており、障害者自立支援費では、利用状況から221万6,000円の増額。衛生費では、保健かるてシステムの改修費として53万9,000円とするものです。

環境衛生費では、彦根愛知犬上広域行政組合で運営しています斎場および廃棄物処理費用負担分について、減額精算し、合わせて391万7,000円の減額とするものです。

上水道費では、長引く物価高騰対策として、各ご家庭の生活費のご負担を少しでも軽減するため、令和7年4月から9月までの半年分、全てのご家庭の水道料金の基本料金を減免するため、水道事業会計に料金減免分として繰り出すもので、予算として3,000件分、828万3,000円である。

農林水産業費では、ニホンザル個体数調整事業委託料について、川相群地域のニホンザルを全頭捕獲するため115万6,000円の増額、シカ、イノシシ等の害獣の駆除見込みが増え、136万5,000円を増額するものであります。

土木費では、県営事業負担金について、佐目敏満寺線ほか今年度の事業費精算により145万8,000円の増額、また道路橋梁維持費では、除雪に係る経費について、委託料等1,573万円の増額。

都市計画費では、結いの森公園の都市公園管理料について、委託内容の精査により600万円の減額、災害復旧費については、町道甲頭倉線の災害復旧工事費について精算し、163万5,000円を減額するものであります。

諸支出金では、来年度の財政調整も見据え、423万9,000円を財政調整基金に積み立て、ふるさと納税寄付額の増額分1,200万円の2分の1、600万円を多賀町まちづくり基金に積み立て、来年度の財源として確保するものであると説明があります。

引き続き、質疑に入りました。

総務課関係ですけれども、委員から、ふるさと納税返礼取扱い業者にアマゾンを増や

されましたが、その効果についてはとの問いに、半月で450万円の寄付を頂いた。業者としても、通常では考えられない効果であるとのことで、順調と考えていると答弁がありました。

委員から、水道料金の軽減について説明があったが、一般家庭でどの程度の額になるのかとの問いに、標準家庭で1か月400円、4月から9月までの6か月分2,400円の軽減になる。また、手続きについては役場で対応しますので、特別な手続きや申請は不要とする旨、答弁がありました。

企画課関係では、委員から、電子計算機の委託料が1億4,200万円の減額となっているが、事業が遅れているということかの問いに、県内6町での足並みがそろわず、契約が遅れることになった。しかし、当町としては、7年度末の稼働に向けて作業を開始していると答弁がありました。

産業環境課関係では、委員から、補助金等返還金の歳入歳出についての問いに、会計検査院の受験時に、多賀そば地域協議会と、高取山ふれあい公園の指定管理者である大滝山林組合への補助金のうち、多賀そば地域協議会への補助金は、交付要件を満たさなかったことによる返還金であるが、大滝山林組合への補助金は交付要件を満たしており、事業所に瑕疵がないとのことで返還を求めないこととした旨答弁がありました。

委員から、ニホンザルの件ですが、川相群として2群生息していると聞いているが、全頭捕獲できるのかの問いに、発信機をつけているので行動範囲を確認し、捕獲檻の移動等も考慮し、全頭捕獲に努めていきたいと答弁がありました。

委員から、シカは最近見ていないが、全体として減っているのかとの問いに、県の調査ではほぼ横ばいであるとのことですが、林業関係者の生の声を聞きますと、被害は減少しているとのことで、個体数密度としては減少していると感じていると答弁がありました。

福祉保健課関係で、委員から、子ども・子育て支援事業費補助金とはどのような事業なのかとの問いに、子育てに困っている家庭のニーズを把握したり、情報を収集して、必要に応じて子育てについての相談、助言、支援をする事業であると答弁がありました。

地域整備課関係で、委員から、除雪の委託料ですが、1月から2月の降雪量が相当多かったと思うが、さらにどの程度の予算が必要になるのかとの問いに、今回の補正後の額で約2,800万円となっている。最終的には、例年どおり約5,000万円程度になると思っていると答弁がありました。

委員から、除雪の後、ガードレールや歩道のブロックの破損が見受けられるが、補修箇所の点検や補修はどうしているのかとの問いに、民地の破損は原則保険で対応を考えている。補修箇所については、集落、個人の方々からの情報提供をお願いしたいと答弁がありました。

委員から、水道料金の減免についてもう一度詳しく知りたいとの問いに、口径13mmの基本月額400円、口径20mm、基本月額1,000円、口径25mmの基本月額2,0

00円となっていると答弁がありました。一般的に、家庭は13mmということで聞いております。

委員から、これらの周知についてはどうするのかとの問いに、4月号広報たがに掲載を予定していると答弁がありました。

これをもって質疑は終了し、討論に入り、討論なしで終了。その後、採決に入り、全員賛成で、「議案第14号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について」は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定をいたしました。

以上で、令和7年3月第1回定例会において予算特別委員会に付託されました審査は調査を終了しましたので、調査結果報告といたします。

○議長（菅森照雄君） 次に、予算特別委員長に「議案第17号 令和7年度多賀町一般会計予算について」の報告を求めます。

4番、近藤勇予算特別委員長。

〔予算特別委員長 近藤勇君 登壇〕

○予算特別委員長（近藤勇君） それでは、令和7年3月第1回定例会において、予算特別委員会に付託されました「議案第17号 令和7年度多賀町一般会計予算について」の審査結果について、会議規則に基づきまして報告をさせていただきます。

3月10日および12日、それぞれ午前9時より委員全員と執行者側より町長、教育長、会計管理者、総務課長、以下各課長ならびに関係各課職員の出席を求め、委員会を開催させていただきました。

まず、総務課長から、令和7年度の多賀町一般会計の予算編成に当たっては、中長期における財政状況を鑑み、令和7年度における町税の動向や国・県における譲与税や補助金等の精査、活用できる地方債、ふるさと納税などの財源を確保し、多賀町で求められる事業を着実に実施していくための予算を編成した。また、各課長からは詳細説明がございました。

特に子育て支援、教育の充実、防災機能の強化、地域の元気づくりを重点として、地元産業の活性化、福祉サービスの向上、DXの推進、誰もが住みよいまちを目指し、取組を着実に進めていきたいと考えている。令和7年度の多賀町一般会計の総額は歳入歳出それぞれ65億1,400万円、前年度当初予算と比較しますと9億6,500万円、17.4%の増額予算となり、過去最大の予算額となったと説明がありました。

このような予算規模となったのは、最終を迎える多賀スマートインター整備事業費や災害対策として新たに整備する防災行政無線、小学校のトイレ改修事業、庁舎の空調更新事業が大きな事業費となっていることが要因として挙げられる。

債務負担行為については、令和9年12月をもって、蛍光灯の製造、輸出入が廃止されることを受けて、庁舎、学校をはじめとする町有14施設のランプを期限までに効率、効果的にLED化するため、令和14年度までのリース事業として整備し、その費用をお願いする。

公会計作成支援事業委託料については、従来、単年度契約としていたものを複数年契約による経費削減、作業効率もよくなることから、令和9年度までの3年間の費用をお願いする。

地方債は、9事業について地方債を発行し、借入れ限度額等を定めるものであるということでもあります。

一時借入金および歳出予算の流用について、例年どおりお願いをしたいということでございます。

まず、歳入については、一般財源の根幹をなす町税では、町民税については、国における令和7年度の経済見通しからも、国税収入が増収見込みであり、国が示す地方財政計画においても、地方税の増収が見込まれていることから、法人税を含む町民税について、前年度比8.4%増、5,329万7,000円の増額、6億8,470万円を計上した。

また、固定資産税については、新築家屋、町内企業の投資状況に鑑み、1億100万円の増額、11億6,472万円を計上した。

結果、町税全体では、前年度比1億5,560万9,000円、8.7%の増、19億4,773万7,000円を見込んだということでございます。

次に、地方譲与税から、地方特例交付金については、令和6年度決算見込額を参考に増減し、計上したということでございます。

特に地方特例交付金については、令和6年度、個人住民税について定額減税措置があり、当交付金で相応分の減収補てんがされていたが、令和7年度は定額減税措置がないため、住宅ローン減税分のみ計上し、900万円の減額とした。

次に、地方交付税については、普通交付税、特別交付税、合わせて15億円を計上した。普通交付税については、令和6年度の交付額および令和7年度の税収見込みから、堅実な額を見積もり、5,000万円減額の12億円、特別交付税においては、最近の交付状況や対象経費を精査し、1億円増の3億円を見込んだ。

なお、普通交付税に関連する臨時財政対策債は、国税が好調で、平成13年度に制度が発足して以来、初めて交付税に係る財源不足は生じていないと地方財政計画でも示されており、令和7年度の発行額は計上しておりませんので申し添えますということでございました。

分担金および負担金については、保育園や放課後児童クラブに係る保護者負担金、高齢者の配食サービスの負担金が主となり、それぞれ利用人数により増減している。放課後児童クラブ保護者負担金以外は、負担いただく人数が減っており、全体として3,550万3,000円を計上し、509万6,000円の減額となっている。

使用料及び手数料については、この分の中の使用料については、各施設の使用料を見積もっていると。総額で522万1,000円。前年度とほぼ同額を見込んでいるということでございました。また、手数料は戸籍や各証明書の発行手数料は、こちらも前年

度とほぼ同額の５０７万２，０００円を計上したということでございます。

国庫支出金は総額で５億５，２９５万５，０００円を計上し、前年度より４，７１５万６，０００円の増額となっております。

特に、民生費に当たる児童手当国庫負担金については、制度改正があり８，４００万円の増額となっており、逆に総務費、デジタル基盤改革支援補助金については、事業進捗により６，８００万円を減額し、１億１，５６２万３，０００円を計上したということでございます。

戸籍情報連携システム、地方税システム改修整備補助金、子ども子育て支援、妊婦のための支援給付については、新たに補助を受けるものです。そのほか大きなものとしては、教育費国庫補助金について、小学校費、公立学校情報通信機器整備補助金として１，８３６万円、中学校費９００万円があるが、この補助金については、令和３年度より、小中学校において、児童・生徒１人１台パソコンを貸与しているが、５年が経過する令和８年４月に向け、７年度中に更新手続に入るため、その費用について補助を受けるものです。

また、教育費の国庫交付金では、学校トイレの洋式化への改修費用や小中学校の体育館の空調設備費に対して、学校施設環境改善交付金等３，９２２万６，０００円を受けるものであるということです。

次に、県支出金では、総額で３億３，５５０万４，０００円。前年度より２，２６９万７，０００円の増額となったということでございます。

県の負担金では大きな増減はないが、補助金では昨年度補助を受けた個性輝く自治活動補助金４５０万円が皆減しました。民生費、県の補助金のうち、地域子育て支援事業費補助金については１，４８４万６，０００円、約３００万円の増額となっております。

また、農林水産費の県補助金のうち、団体営農地防災事業補助金は約１，５００万円の増、ニホンザル個体数調整推進事業やニホンジカ対策の補助金など、獣害対策関係の補助金は、合わせて１２０万円の増額となっております。そのほか教育費のスクールサポートスタッフ配置支援事業補助金は、小・中学校費、合わせて１３５万円の増額。

総務費の県委託金では、今年７月、執行予定の参議院議員選挙に係る委託費１，０５１万円が改増となっております。

次に、財産収入においては、例年同様、土地建物等の貸付収入２７９万３，０００円、利子及び配当では、各基金の利子収入５２万３，０００円を計上したということでございます。

寄附金は、ふるさと納税寄付額となるが、令和６年度の寄付状況から、３，０００万円増額の２億８，０００万円を計上したということでございます。

繰入金については、一般財源を補うため、財政調整基金から９，５７０万円を繰入れし、施設改修事業の財源として、借入れ額を抑えるよう、公共施設等維持管理基金から２，７３０万円を繰り入れるとともに、まちづくり基金については、前年度積み立てた

ふるさと納税分を繰り入れ、寄付者の意向に合わせた事業に充当してまいります。

繰越金は、前年度同様４，０００万円を計上したということでございます。

諸収入では多くの項目があり、増減はないが、総額として３億３４９万３，０００円を計上し、２，７１７万１，０００円の減額となったということでございます。減額の主な要因として、湖東圏域公共交通活性化協議会、返戻金が５３８万円の減で４２６万円、保育園、こども園に係る施設型給付費代理受領分が２，０２１万２，０００円減額となり、総額で１億９，０２３万５，０００円を計上したということでございます。

町債については、令和７年度の町債予定は８億７，５００万円と、大きな額となった。そのうち６億２，５５０万円が多賀スマートインターチェンジ整備事業に係る起債となっている。また、緊急防災・減災事業費は、防災行政無線整備事業に係るもので、事業費の１００％、１億４，６６０万円の発行、交付税措置は７０％となり、実際の町負担は３０％となる。今回、総額も大きくなり、予算化に当たっては、中長期を見通し、健全財政を維持できるよう、交付税措置率も考慮し、予算化をしたということでございます。

令和７年度の残高見込みは５３億２，３６３万５，０００円となる見込みであるということです。今後も財政状況を見ながら、抑制できる起債発行は抑制し、中長期における健全財政の維持に努めてまいりたいと考えているということでございました。

以上で歳入の説明は終わりました、続きまして、歳出の主要施策、新たな事業を中心に説明を受けました。

なお、各款にわたります人件費関係については、後ほど給与明細で話をするということで省略、当初はございました。

初めに、議会費では、議会運営に当たって必要な経費として６，７５５万２，０００円を計上した。前年度とほぼ同額となっているが、今年度新たに議会改革の１つとしてデジタル化の取り組みに着手されるということで、１人１台のタブレット導入経費として、回線使用料１１９万７，０００円、備品購入費２３万９，０００円など合計３５８万８，０００円を計上したということでございます。

総務費の総額は１１億２，８９５万４，０００円、約１億６，７００万円の増額となっております。

まず、総務管理費の一般管理費では３億７，８３９万７，０００円を計上しています。特に、委託料においては、ふるさと納税の寄付が好調であり、ふるさと納税業務委託料を１，４８５万円増額して１億３，９１７万４，０００円として計上しております。

文書広報費では５６０万７，０００円の増額で１，２９４万４，０００円を計上して、広報紙の充実のため、印刷製本費を６０万円増額しました。あわせまして、１０年ぶりにホームページのリニューアルを図るために５００万円を計上したということでございます。

会計管理費では６１７万４，０００円を計上しております。金融機関に係る振込手数

料の値上げによりまして、１００万円増額の２２１万７,０００円を計上したほか、機器更新のため、機器借上料について増額し、８８万７,０００円を計上したということでございます。

財産管理費では１億８,０８９万６,０００円を計上して１億５,１０１万９,０００円の増額となっております。これは、庁舎空調設備更新工事費１億５,０００万円が要因となっていることでございます。

企画費は１,３７２万４,０００円増額の１,８７５万円を計上しております。

報償費および委託料では、第６次多賀町総合計画が５年の見直しを迎えるに当たって、後期計画を策定する経費や新たな契約システムの導入、企業版ふるさと納税委託料についても皆増していることが増額の要因でございます。

あわせまして、町制７０周年事業費では、記念式典の開催費やイベント開催に係る経費として７５６万４,０００円が計上されております。地方創生費では２,４６７万７,０００円を計上しており、３７５万９,０００円の増額となっております。

多賀町への移住、交流促進を強化するため、新たに定住支援員やふるさとワーキングホリデー事業を実施する経費、地域おこし協力隊の起業支援に係る経費が新規の経費となっております。

集落活動推進費では４６７万１,０００円減の２,８７９万３,０００円が計上されております。前年度に予算化していたまちづくり支援事業補助金９００万円が皆減している一方、新たに既存建築物、耐震改修促進計画を策定する費用６００万円を計上し、耐震改修をしたいということでございます。

電子計算費では４,９７２万円の減の２億５,５０２万９,０００円を計上しております。ガバメントクラウド、標準化システム移行の進捗から、電算構築委託料については、前年度から６,９００万円減の１億３,２３９万３,０００円。また、備品購入費は、職員のパソコンを更新するという更新費用として１,４７０万円が計上されております。

徴税费、税金の関係です。賦課徴収費では１２１万４,０００円増額し、２,０３６万１,０００円が計上されています。増加要因は、評価替え準備のため、不動産鑑定委託料５２１万２,０００円を計上したことによるものであるということでございます。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費では６５０万１,０００円増額の２,７２０万２,０００円を計上した。マイナンバーの申請、交付、更新事務や戸籍の振り仮名付与に対応する会計年度任用職員を増員する費用、および戸籍振り仮名システムのシステムの改修委託料が増額要因となっているということでございます。

選挙費では、参議院選挙費について、今年７月に執行が予定されておりますので、１,０５１万１,０００円を計上して、統計調査費では、指定統計費において、国勢調査の実施年でありますので、報償費等を増額し、４３０万４,０００円を計上したということでございます。

続いて、民生費の総額は１７億７,１７４万２,０００円で、約３,５００万円の増額

となっております。主に、福祉保健課および教育委員会の保育園、こども園、放課後児童クラブの児童福祉施策に係る経費となっております。

社会福祉費では457万7,000円増額の5,796万8,000円が計上しております。増額要因としては、社会福祉協議会の補助金230万円を増額して1,844万6,000円としたことによるものであるということでございます。

老人福祉費では4,886万円の減額で3,143万8,000円が計上されております。減額要因は、前年度実施しましたシルバー人材センターの新築工事費分が皆減したことによるものであるということでございます。

なお、シルバー人材センターの事務所移転により、備品費用等について要望があり、200万円を追加し、補助金として1,400万円が計上されております。

児童福祉費の総務費は9,143万3,000円増の2億7,365万1,000円が計上しております。増額要因は、新たに杉の子クラブへの運営補助として500万円、児童手当制度改正による児童手当額が2億1,490万円となって、8,445万円増加したことによるものであるとのことでございます。

保育所費は1,235万円減の4億2,185万9,000円を計上しております。多賀ささゆり保育園の経費として、新たに空調機器リース料が253万6,000円計上していますが、大規模工事がなく、扶助費について、入所子どもの数が減少しており、総額で2,340万円の減、1億3,576万9,000円となっております。

認定こども園費では437万8,000円減の3億2,623万7,000円を計上しております。大滝たきのみやこども園と久徳うぐいすこども園の経費によりますが、増額分としては、大滝たきのみやこども園のガスバルク工事費257万8,000円が含まれております。

扶助費においては、保育園同様、減額となり、総額で320万円減の9,981万2,000円が計上しております。

子育て支援対策費は119万4,000円の増額となっております。7,917万6,000円が計上しております。子ども家庭応援センターおよび放課後児童クラブの予算となります。主な増額要因としては、放課後児童クラブにおいて、通常時の預かりに加え、夏休み等の長期休暇時に預かりを希望するご家庭が増加しており、安全にお預かりするため、支援員の増員などの対応で、報償費について80万円の増額、419万円4,000円、委託料については300万円増額の3,153万7,000円を計上したということでございます。

次に、衛生費では総額3億7,277万1,000円、1,800万円の増額となっております。衛生費は、福祉保健課の健康増進部門、産業環境課のごみ処理費などの経費となっており、保健事業費では625万7,000円の増、5,399万4,000円が計上しております。

増額の主な要因は、予防接種の委託料3,316万1,000円において、うち新型コ

コロナウイルスワクチン分 930 万円、帯状疱疹ワクチン分 30 万円を新たに予算化したためであるということでございます。

塵芥処理費は 997 万 3,000 円の増額で、1 億 4,625 万 1,000 円を計上しております。主な原因は、収集業務委託料 5,493 万 2,000 円を計上しており、うち日々のごみ収集業務の見直しとエコステーションの委託料等で 710 万円の増額、湖東広域衛生管理組合負担金についても 336 万円の増額となっている。

次に、農林水産費では、総額 3 億 2,040 万 8,000 円で、4,160 万円の増額となっている。この農林水産業費は、産業環境課の農林業振興に係る経費となっているということです。

農林振興費では 858 万 1,000 円増額の 2,192 万円を計上しております。増額要因は、駅前で開催されているもんぜん市への支援で、備品購入費 100 万円や農業機械購入費補助金 600 万円が大きなものとなっているということでございます。

土地改良費では 2,507 万 2,000 円増額の 5,848 万 4,000 円が計上となっております。増加原因は、測量設計委託料 3,100 万円、内訳は大門池耐震詳細調査 2,500 万円、尼子池の排水路の基本設計が 600 万円ということでございます。

鳥獣害防止対策費では 93 万 9,000 円増額の 1,827 万 8,000 円が計上されております。特に、ニホンザル個体数調整委託料を 179 万円増額して 554 万円とし、事業の強化を図っております。

林業費のうちの林業総務費は 620 万 5,000 円増額の 7,100 万 4,000 円を計上しております。

施設維持補修工事費が 533 万 6,000 円については、高取山ふれあい公園の自然体験宿泊施設の屋根工事を実施するものであるということでございます。

狩猟費は 35 万 6,000 円の増額の 1,545 万 7,000 円で、有害鳥獣駆除業務委託料を増額したということでございます。

地域再生費は 400 万円増の 879 万 6,000 円、増額要因は、地域おこし協力隊を 1 名追加し、林業事業および町獣害被害防止について、さらなる強化を図りたいと考えているということでございます。

次に、商工費の総額は 5,018 万 2,000 円で、170 万円の減額となっております。商工費は主に産業環境課所管であります商工観光振興に係る費用となります。

商工費の商工振興費は 78 万 8,000 円増額、2,941 万 9,000 円が計上されております。

がんばる商店応援補助金は 150 万円増の 400 万円を計上し、新規開業される 2 件を支援したいと考えているということでございます。

観光費は 253 万 5,000 円減額の 2,076 万 3,000 円が計上されております。前年度の多賀大社へのトイレ改修補助 1,000 万円が皆減しておりますが、新たに地域おこし協力隊を設置する費用、また、観光 PR 動画作成委託料を計上し、さらなる観

光振興、誘客促進を図っていきたいと考えているということでございます。

土木費の総額は9億4,883万4,000円で、約5億1,400万円の増額となっております。主に地域整備所管の道路、橋梁、河川、企画課の都市計画に係る経費となっております。

道路橋梁維持費は64万1,000円増の2,812万6,000円を計上し、道路補修経費や除雪経費等を計上しております。

道路橋梁新設改良費は5億6,950万4,000円増の7億6,366万2,000円が計上となっております。多賀スマートインターチェンジの整備事業費が最終年となり、事業負担金6億9,500万円が計上され、この道路橋梁新設改良費の中に入っておりますので、大きな増額要因となっております。

河川、河川総務費は1,093万1,000円増の6,418万9,000円が計上されております。県営事業負担金については、急傾斜地事業、樋田、大杉、佐目地区で予定しており、約1,100万円を増加となっております。

都市計画費の総額は92万2,000円減の1,578万5,000円を計上しております。結いの森公園に係る都市公園管理委託料を精査し468万5,000円を計上、新たに都市計画基本図の修正委託料735万9,000円を計上したということでございます。

次に、消防費の総額は3億4,686万6,000円で、約1億3,800万円の増額となっております。消防費の内訳は、消防、防災、災害対策の経費となっているということでございます。

消防費の通常防災費は405万8,000円の増額で、1億4,654万7,000円が計上した。彦根市消防署の人件費の増加分、および通信指令装置等の改修費分が増額の要因となっているということでございます。

災害対策費は1億4,582万9,000円増の1億5,975万6,000円が計上されております。長年、課題となっております防災行政無線整備に係る経費として、委託料1億4,660万円や業務継続計画、受援計画策定費660万円が計上され、防災機能、災害機能の強化を図りたいと考えているということでございます。

次に、教育費の総額は9億5,776万3,000円で、8,300万円の増額になっております。教育費は、教育委員会、小中学校における経費、生涯学習、あけぼのパークに係る経費となっております。

教育総務費の教育振興費では2,562万1,000円増の4,507万5,000円が計上されております。増額要因は子どもたちの授業での熱中症対策や災害時の避難所機能強化として、小中学校3校の体育館に空調設備をつけるため、設計委託料2,400万円を計上しております。また、学校のインターネット通信環境の調査として、学校施設改善調査委託料206万3,000円が計上されております。

それとあわせまして、新たにフリースクール利用児童生徒への支援として24万円が

予算化されたことになっております。

小学校費の学校管理費は2,321万1,000円増の3億2,277万1,000円が計上されております。工事請負費として、多賀小学校、大滝小学校のトイレ改修費として1億1,715万5,000円、学校環境の改善に取り組んでいくということでございます。

教育振興費は2,887万5,000円増の4,267万4,000円が計上しています。増額要因は、GIGAスクール構想に伴う1人1台パソコンが更新時期を迎えるための更新、あるいは備品購入費で3,186万6,000円が計上されております。

中学校費の学校管理費は1億3,337万1,000円で前年とほぼ同額となります。大規模改修の工事の計上はありませんが、次年度に向け、トイレの洋式化の実施設計委託料330万円が計上されております。

教育振興費では1,259万7,000円増の2,320万4,000円が計上されております。増額要因は小学校費同様、生徒1人1台パソコンの更新費用、備品購入費1,562万円を計上したものとっております。

社会教育費の総務費は137万6,000円増の4,618万4,000円が計上されております。各年で実施交流している日置市と青少年交流事業の補助金90万円が増額となっておりますということでございます。

保健体育費は377万1,000円増の1,182万3,000円が計上されており、国スポ・障スポに係る負担金204万円等が増額要因となっているということでございます。

文化財の保護費は512万1,000円減の6,072万2,000円が計上されております。敏満寺遺跡史跡整備工事費は1,844万7,000円で増額となっておりますが、指定文化財修理補助金については294万3,000円で、前年度比1,900万円の減額となっているということでございます。

海洋センター費については、トイレ等の改修工事費で306万円、スポーツ公園費では、プールや消防施設の改修、グラウンドゴルフ場の補修などで482万9,000円など、施設維持に必要な経費となっております。

あけぼのパーク多賀管理費は267万9,000円増の3,019万7,000円が計上されております。特に、消防点検による指摘箇所の施設維持補修工事費1,000万円が増加原因となっております。

次に、公債費では、元金、利子合わせて4,670万7,000円の減額となり、4億444万4,000円は計上したということでございます。令和6年度には実施した繰上償還もあり、令和7年度の公債費については、減額となっております。

次に、諸支出金では、1,524万1,000円増の1億4,048万4,000円が計上されております。各基金の預金利子やふるさと納税額の2分の1など、各基金に積み立てられるものであるということでございます。

予備費は前年と同様の４００万円を計上したということでございます。

次に、給与費明細書では７年度特別職分である長等欄では、副町長分が減額となって、議員、その他の特別職を合わせて１，２４５万８，０００円減額の７，７５１万１，０００円、一般職においては１０７名分となっており、今後も職員採用については、行政需要等を考慮して適切に職員採用をおこなっていくと。総括としては、人事院勧告を反映した給料、賞与の引上げのほか、地域手当については、新たな手当となっており、合計で４，０７８万９，０００円増の８億１，３９０万８，０００円となっているということでございます。

あわせまして、会計任用職員については１２３名分を計上しております。総額では、正職員同様、人事院勧告を反映して１，９６８万１，０００円増の３億６，６０６万４，０００円となっております。

次に、債務負担行為については、過去に議決を頂いた事案、合わせて１１事業について、今年度の支出予定額と財政内訳を記載したものであるという提案説明がありました。ここから引き続き、質疑に入りました。

委員から、地方交付税の関係で、臨時財政対策費はどの程度になっているのかの問いに、毎年２億円程度になっている。積み上がって、現在、総額１８億円程度となっているので、交付税で２億円措置されると９年から１０年程度で償還できると思うと答弁がありました。

委員から、学校の体育館の空調施設を交付金で受けるが、どのような交付金なのかの問いに、空調設備整備臨時特別交付金になるということで、補助率は２分の１ですという答弁がございました。

委員から、照明のＬＥＤ化についての問いに、１４施設を一気に行う。方法は８年リースで機材の取替えは行わず、安定器を遮断した球だけをＬＥＤに替えることとします。また、リース期間中のメンテは全て業者が行います。併せて、リース期間終了後は無償譲渡されるという答弁がございました。

委員から、ふるさと納税にアマゾン追加したことによる効果はとの問いに、楽天とアマゾンが同規模のシェアを持っているので、楽天の８，０００万円程度と同額になると思われると答弁がありました。

委員から、災害時の停電時等のバックアップ電源はの問いに、本庁にはディーゼルで動く発電機、本庁舎、ふれあいの郷、あけぼのパークに太陽光発電施設を設置しているという答弁がございました。

会計室、議会関係ですけれども、委員から公共料金の振り込みについて値上げの説明があったがとの問いに、振り込みについては役場から払うものであり、全て滋賀銀行からおこなっているため、滋賀銀行の値上げ分のみ計上したものであるという答弁がございました。

産業環境課関係で、委員から、高取山ふれあい公園の自然体験宿泊施設の雨漏りの対

応はとの問いに、大型宿泊施設で、企業の利用もあり、経営も助かっているので、しっかりと改修していくと答弁がございました。

委員から、再度、主な事業費について問うとの問いに、塵芥処理費の収集業務委託料で、中川原地先のエコステーションにかかる委託料、もんぜんや観光案内所である多賀大社前駅のコミュニティの改装設計委託料、農業機械購入費補助金ほか、各ため池の改修事業費、森林環境明確化事業費、地域おこし協力隊にかかる費用などですと答弁がありました。

委員から、地域おこし協力隊は任期終了後も定着してもらうのが本領ではないかの問いに、新たに採用する1名は、観光振興に携わることとしているので、定住することを要件としていきたいし、もう1名は獣害対策、林業の循環事業に携わることが要件としているが定住は要件としてない考えがあると答弁がありました。

委員から、地域おこし協力隊の経費はとの問いに、特別交付税の対象経費となっているのでイコールとならないが、原則交付金措置されていると答弁がありました。

委員から、もんぜん市の備品購入費100万円は何を購入するのかの問いに、冷蔵庫、保冷庫等の購入に充てたいと答弁がありました。

委員から、ニホンザルの個体数調査についての問いに、多賀町全体の調査ではなく、主要な群れを概ね把握しているので、被害度の高い群れを調査する業務ですと答弁がありました。

地域整備課の関係で、委員から、多賀スマートインター整備事業負担金の6億9,500万円について、住民周知のためにどのような対応を考えているのかとの問いに、本予算可決後に、広報、まちの予算という冊子、あるいはホームページ等々で詳細を周知していきたいと答弁がありました。

委員から、今まで大規模事業については、住民説明会を開催し、住民に周知してこられたと思うが、今回は開催しないのかとの問いに、また、国の補助金やゴルフ事業者の負担はどうなっているのかとの問いに、四、五年前になるが、関係がある区、多賀と敏満寺なんですけれども、説明会を開催した。ただし、事業費については説明できてない。その中で、国に要望し、地域活性化事業債を使い対応していく。併せて、交付税措置がされる見込みである。また、業者の対応は、外向き3面のネットと真ん中の垂れ幕のネットを伸ばす作業が実施されている。今回は道路敷地内の飛球対策ということで、それに個人の負担をお願いすることは相当厳しいと考えていると答弁がありました。

企画課関係で、地域おこし協力隊の人数、企業版ふるさと納税業務運営委託料の詳細、パソコンの入れ替えによる処分についての問いに、地域おこし協力隊は大滝活性化の部分で4名、産業環境課の観光事業、農林業の獣害対策と継続隊員と合わせて3名の計7名となります。また、企業版ふるさと納税については、現金寄付のみであったが、物納が認められ、今回は約280万相当の軽の電気自動車の寄付を受けるもので、56万円はその仲介業者への委託料になります。パソコンの処分については、専用ソフトでの内

部データ消去と記憶媒体の物理的破損処理後に販売しているので、90台で4万5,000円程度となっていますと答弁がありました。

委員から、ホームページ作成委託料についての問いに、平成28年から動かしているホームページは、基本的にパソコンから見ることを想定しているが、今般の改正ではスマートフォンでも見やすくすることを前提としているものに改正するという事になっておりますと答弁がありました。

税務住民課の関係で、委員から、固定資産税の増額についての問いに、土地については、住宅地における地価の下落で減額、家屋については、新築住宅件数、新しい団地を含めて約46軒分が見込んでおり、その増加と、新築住宅に係る減税措置から外れる住宅が出てきているということで、その増額、償却資産については、2企業で工場の新築と、設備投資が行われたことに伴う増額を見込んでいますと答弁がありました。

福祉保健課関係で、委員から、介護・生活支援金が増額となっているがとの問いに、介護保険特別会計介護給付費町の負担分として、その他繰出金の増額によるものと答弁がありました。

委員から、移動支援事業についての問いに、7年度の新規事業になり、試行的スタートとなりますが、登録制を取り入れ、頻度的には1か月に日を定め毎月2回、8人乗りの車を予定しています。また、本人負担は1回100円程度を予定していますとの答弁がありました。

委員から、妊婦支援給付費についての問いに、妊娠届と同時に認定申請をしていただきますときに1回目の給付、2回目は胎児の数の届の申請時をきっかけに給付する予定としていますと答弁がございました。

各種がん検診および带状疱疹ワクチンについての問いに、がん検診については、受診者数を精査し、本年度予算としたことから100万円の減額、また、带状疱疹については15人で積算したという答弁がございました。

教育委員会の関係で、フリースクール等民間施設利用者支援事業補助金についての問いに、施設補助ではなく利用者補助となりますと答弁がありました。

委員から、小中学校のトイレ改修費用が予算計上されて喜んでいる。最近は乾式トイレを採用しているところが多いとの問いに、乾式で進めていますと答弁がございました。

委員から、GIGAスクールでのタブレットの採用がされたがとの問いに、コロナの中、前倒しで入ってきた。時代の情報化の中で大変良かったと思っている。また、更新台数については760台を予定していると答弁がありました。

委員から、体育館のエアコン改修、トイレ改修と大型工事があるが、業者選定はどのようにするのかとの問いに、スケールメリットを考えると一括契約がベストだと考えるが、関係組織とも協議し、なるべく安価で進められるよう心がけていきますと答弁がありました。

委員から、大滝方面の通学バスとタクシーの併用の考え方についての問いに、子ども

たちの交通安全を考慮すると現行方法がいいが、タクシーの経費が５６万円であることから、再度関係機関と協議しますと答弁がありました。

委員から、海洋センター事業で大門池艇庫の利用者数のはの問いに、ここ２年間利用実績はありませんという答弁でございました。

委員から、部活動地域移行に係る経費および国ならびに県の補助金についてはの問いに、国・県ともに３分の１の補助金となります。あわせて、部活動指導員は会計任用職員の身分になりますと答弁がありました。

これをもって質疑を終了し、討論に入りました。本委員会に付託されました「議案１７号 令和７年度多賀町一般会計予算」の討論は、２名の委員から、反対、賛成それぞれの討論があり、その後、採決に入り、賛成７、反対１で賛成多数により、本議案については、原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

以上で、令和７年３月第１回定例会における予算特別委員会に付託されました調査は全て終了しましたので、結果報告といたします。

○議長（菅森照雄君） 以上で、総務常任委員長報告および産業建設常任委員長報告ならびに予算特別委員長の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で４時１５分とします。

（午後 ４時０５分 休憩）

（午後 ４時１６分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで質疑を終わります。

日程第２ 「議案第１０号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

８番、山口久男議員。

〔８番議員 山口久男君 登壇〕

○８番（山口久男君） ただいま議題になっております「議案第１０号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対討論を行います。

今回の国保税条例の改正内容は、基礎課税分、介護給付金分、後期高齢者支援金分において、所得割、均等割、平等割の全てで値上げとなっています。例えば、夫婦で６０歳代の年金生活者の世帯では、所得が２００万円の場合、現行の年間国保税額２９万６，１００円が、改正案では３５万４，３００円となり、５万８，２００円の引上げとなり、また、４０歳代夫婦、子ども２人の所得３００万円の場合、現行の年間国保税額４４万

1,800円が52万2,700円となり、8万900円の引上げとなります。

今でも国保加入者の平均保険料は、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準であります。町民の約5.5人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が他の医療保険制度に比べて不公平で、加入者に大変重い負担を強いる制度になっています。近年の物価高騰で暮らしが大変な時期に国保税の引上げは、町民生活に大きな負担となります。町民アンケートでも国保税が高いと思う方が半数を超えています。高くなりすぎた国保税問題を解決することは、町民の暮らしと健康を守る上にも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平、公正な課税を促す上でも、重要な政治課題だと思います。

平成30年度から国保の都道府県化に際し、これまでも国保税が大幅に値上げがされてきました。国民皆保険制度の下で、医療保険におけるセーフティーネットであり、国保法第1条で、事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的としています。

国保は相互扶助だけではなくて、社会保障の一環であります。多賀町でも、被保険者の半数以上が65歳以上であり、加入者1人当たりの医療費が高い一方、所得の少ない方が多く、国保の構造的課題を抱えており、多賀町だけの努力だけでは決して解決はしませんが、被保険者の負担は限界に達しております。

実際の国民健康保険税は、滋賀県が示す標準保険税率と納付金を基に各市町が独自に決定するとなっていますが、県への納付金が引き上げられれば、被保険者である加入者負担増となることは明らかであります。

国保税の負担増を町民被保険者に負わせるのではなく、国保への県補助、国に対し、国庫負担増を強く求めるとともに、町としても国保への一般会計からの繰入れの増額や子どもの均等割減免を求めるものであります。

なお、本条例は令和7年4月1日から施行するとなっていることから「議案第18号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」も関連があるため、反対を表明し、討論とします。

○議長（菅森照雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第10号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（菅森照雄君） 起立多数であります。よって、議案第10号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「議案第11号 多賀町長期継続契約条例の一部を改正する条例について

て」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第１１号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第１１号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４ 「議案第１２号 多賀町海外研修事業基金の設置および管理に関する条例を廃止する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第１２号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第１２号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５ 「議案第１３号 高取山ふれあい公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第１３号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第１３号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６ 「議案第１４号 令和６年度多賀町一般会計補正予算（第９号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第１４号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第14号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 「議案第15号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第15号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第15号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 「議案第16号 令和6年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第16号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第16号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 「議案第17号 令和7年度多賀町一般会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第17号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第17号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

〔「議長、動議を提出します」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 6番、川岸真喜議員。

○6番（川岸真喜君） 6番、川岸です。「議案第17号 令和7年度多賀町一般会計予

算」に対する附帯決議の動議を提出します。

○議長（菅森照雄君） ただいま、川岸議員から動議により「議案第１７号 令和７年度多賀町一般会計予算」に対する附帯決議が提出されました。この発議は１名以上の賛成がありますので成立いたします。

附帯決議案を事務局より配布させます。

これより「発議第１号 議案第１７号 令和７年度多賀町一般会計予算に対する附帯決議」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

６番、川岸議員。

〔６番議員 川岸真喜君 登壇〕

○６番（川岸真喜君） ６番、川岸です。

「発議第１号 議案第１７号 令和７年度多賀町一般会計予算に対する附帯決議」について、予算特別委員会委員長の近藤勇議員、副委員長の山口久男議員の賛同を得て、別紙のとおり提出いたします。

お手元に配布の案文を読み上げて提案理由といたします。

議案第１７号 令和７年度多賀町一般会計予算に対する附帯決議案。

令和７年度多賀町一般会計予算中、多賀スマートインター整備工事費負担金（上り線）６億９，５００万円については、工事着工当初には予定されていなかった費用である。その内容には、ゴルフボール飛球対策に係る追加工事２億９，５００万円が含まれている。この費用の執行にあたっては、住民の理解が必要であると考え。したがって、以下３点について取り組んでいくよう、強く求めるものである。

記。１、多賀スマートインターチェンジ整備事業負担金（上り線）６億９，５００万円につき、財源を含めた事業費用の内訳について、また供用開始後の維持管理費用の負担割合について書面をもって説明すること。

２、多賀スマートインターチェンジ整備事業の内容と費用負担につき説明し、地域住民に対して理解を求めること。

３、多賀スマートインターチェンジ整備事業について、町の負担を軽減するために、今後も国や県に働きかけ、財源確保に努めること。

以上、決議する。

令和７年３月２５日、多賀町議会。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発議第1号 議案第17号 令和7年度多賀町一般会計予算に対する附帯決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立多数であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 「議案第18号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第18号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第18号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 「議案第19号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第19号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第19号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 「議案第20号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」の討論を行います。

8番、山口久男議員。

〔8番議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） ただいま議題となっております「議案第20号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、反対の討論を行います。

令和7年度の後期高齢者被保険者は1,500人で、うち65歳から75歳未満の方で一定の障がいのある方3名で、前年度より60人増の見込みで予算が計上されていま

す。

後期高齢者医療事業は、広域連合のため、多賀町独自には保険料等が決められませんが、多賀町の後期高齢者医療広域連合納付金は378万円増の1億3,180万円の計上となっております。75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は2008年に導入されました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押しつける制度です。

所得の少ない高齢者への保険料軽減の特例措置も2019年10月から廃止されました。現役世代の負担軽減を口実に、2022年10月1日からは75歳以上が支払う原則1割の医療窓口負担が2割になり、一定所得の高齢者は窓口負担が2倍になりました。1割から2割に引き上げられたのは単身で年収2,000万円以上の人で、決してゆとりがある金持ちでは決してありません。医療費の窓口負担を倍増したことから、受診抑制が起きていることが厚生労働省の調査でも明らかになっております。

高齢者は現役時代にも税や社会保険料の負担をしてきました。現役世代の保険料負担の上昇を抑制するためというのであれば、国庫負担こそ増やすべきです。弱い者同士で負担を押しつけ合うような仕組みです。世代間の負担ではなく、大企業や高額所得者を優遇している税制の改革であり、日本の防衛とは全く無縁の大軍拡予算の見直しで財源を確保すべきと考えます。

高齢者は長年日本の経済、社会の発展に貢献してきました。高齢になれば体が弱ってくるのは当然であります。病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。負担を苦にした受診抑制で重症化や手後れに至る深刻な事態も後を絶ちません。こうした負担増計画に職員を削ったり、受診を我慢したり、薬を減らしてもらえないなどの切実な声を聞いております。

通院を減らせば病気が悪化して、結果的には国の医療財政を圧迫してしまいます。政府は、現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口実を並べています。しかし、現役世代もいずれは年を取る上に、既に親の医療費を肩代わりしている人もいます。病気になりがちな上、収入手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増加、給付減価を迫る制度の破綻はいよいよ明らかではないでしょうか。

高齢者をお荷物扱いするこうした医療制度の廃止、医療費の負担増の見直しを求め、後期高齢者医療事業特別会計予算案について反対の討論とします。

○議長（菅森照雄君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第20号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第２０号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１３ 「議案第２５号 令和７年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第２５号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第２５号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１４ 「議案第２６号 令和７年度多賀町水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第２６号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第２６号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１５ 「議案第２７号 令和７年度多賀町下水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第２７号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第２７号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１６ 「発委第１号 多賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

近藤勇総務常任委員長。

〔総務常任委員長 近藤勇君 登壇〕

○総務常任委員長（近藤勇君） ただいま議長の許可を頂きましたので、「発委第1号 多賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」説明をいたします。

本案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および多賀町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由といたしましては、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が公布されたことによる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の整備のために改正するものでございます。

それでは、改正案の朗読により説明とさせていただきます。

多賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

多賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、また「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「および第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中に「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号中アの中で、「または報酬、福利厚生」を「もしくは報酬もしくは福利厚生」に、「その他」を「または」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」および「この章および第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章および第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章および第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

最後に、付則として、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で本条例の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、議案の趣旨をご理解いただき、賛同を賜りますよう、またあわせまして、審議のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

近藤総務常任委員長より提出されました「発委第1号 多賀町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議案審議が終わらないため、会議規則第9条第2項の規定により延長することといたします。

○議長（菅森照雄君） 日程第17 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第18 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会および産業建設常任委員会ならびに議会広報常任委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。これまで議決されました議案について、その字句、数字その他の整理

を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る３月４日開会、本日までの２２日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また、議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和７年３月第１回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 ４時５１分 閉会）

多賀町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員